

○国立大学法人上越教育大学危機管理室規程

(平成19年4月1日規程第14号)

最終改正 平成30年3月23日規程第14号

(趣旨)

第1条 国立大学法人上越教育大学危機管理規則(平成27年規則第10号)第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学危機管理室(以下「危機管理室」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 危機管理室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理に関する総括及び危機管理の円滑な推進に関すること。
- (2) 把握した危機を低減するための検討に関すること。
- (3) 把握した危機の管理に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (4) 把握した危機の予防に関すること。
- (5) その他危機管理に関し必要な事項

(組織等)

第3条 危機管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 副室長は、室長が室員のうちから指名する。
- 4 室員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 理事
 - (2) 副学長
 - (3) 事務局次長
 - (4) 各課・室長(課長及び課に置く室長をいう。)及び監査室長
 - (5) その他学長が指名した者若干人
- 5 前項第5号に掲げる室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(危機管理室会議)

第4条 室長は、必要に応じて室員による会議を招集し、その議長となる。

2 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第5条 危機管理室に関する事務は、総務課において処理する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第2号（平成22年1月13日））

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号（平成27年3月24日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第14号（平成30年3月23日））

この規程は、平成30年4月1日から施行する。